⑵　ＰＨＳの基地局の場合

設置場所の□にレ印を付け、無線設備の設置場所を「何県何市何町○―○―○何ビル屋上」、「何県何市何町○―○―○公衆電話ボックス上」のように記載すること。

⑶　フェムトセル基地局又は特定陸上移動中継局の場合

設置場所の□にレ印を付け、無線設備の設置場所を「何県何市何町○―○―○何内」のように記載すること。

⑷　移動する無線局の場合

［ア　略］

イ　無線設備の常置場所（船舶又は航空機を設置場所とするもの及びＶＳＡＴ地球局を除く。）を⑴イに準じて記載すること。

［ウ　略］

エ　ＶＳＡＴ地球局にあつては、その無線設備の常置場所及びＶＳＡＴ制御地球局の無線設備の設置場所を「何県何市何町○―○―○何内」のように記載すること。

19　19の欄は、移動する無線局に限り、無線局種別等コード表により該当するコードを記載するか、備考の欄に「全国」、「全国（沖縄県を除く。）」、「○○総合通信局管内」、「何県、その周辺」、「何湾、沿岸水域」、「何県、その周辺、上空」のように記載すること。

20　20の欄は、船舶又は航空機を無線設備の設置場所又は常置場所とする無線局に限り記載することとし、船舶又は航空機の別を該当する□にレ印を付け、当該船舶又は航空機の所有者について、免許人（免許の申請の場合にあつては、申請者とする。）又はその他の別を該当する□にレ印を付けることとし、その他に該当する場合は、その名称を括弧内に記載すること。

21　21の欄は、次によること。

［削る］

⑴　［略］

⑵　当該無線局の送信設備が施行規則第11条の３第３号の規定により周波数測定装置の備付けを要しないものであるときは、使用周波数の測定を受けることとなつている相手局の名称及び識別信号又は免許人が別に備え付けた周波数測定装置の設置場所、検定規則第８条第１項の型式名及び検定番号並びに台数を記載すること。

⑶　［略］

⑷　特定実験試験局であつて、その局を開設しようとする地域及び周辺の地域に、現にその局が希望する周波数と同一の周波数を使用する他の特定実験試験局が開設されており、その既設の特定実験試験局の運用を阻害するような混信その他の妨害を与えるおそれがある場合は、無線局根本基準第６条第２項の調整が図られている旨を調整相手方の氏名又は名称とともに記載すること。

⑵　ＰＨＳの基地局の場合

設置場所の□にレ印を付け、無線設備の設置場所（「何県何市何町○―○―○何ビル屋上（又は公衆電話ボックス上）」等のように記載し、フリガナを付けること。）を記載すること。

⑶　フェムトセル基地局又は特定陸上移動中継局の場合

設置場所の□にレ印を付け、無線設備の設置場所を記載すること。

⑷　移動する無線局の場合

［ア　同左］

イ　無線設備の常置場所（船舶又は航空機を設置場所とするもの及びＶＳＡＴ地球局を除く。）を⑴のイに準じて記載すること。

［ウ　同左］

エ　ＶＳＡＴ地球局にあつては、その無線設備の常置場所及びＶＳＡＴ制御地球局の無線設備の設置場所を記載すること。

23　22の欄の記載は、移動する無線局に限り、コード表により該当するコードを記載するか、「全国」、「全国（沖縄県を除く。）」、「○○総合通信局管内」、「何県、その周辺」、「何湾、沿岸水域」又は「何県、その周辺、上空」のように記載すること。

24　23の欄は、船舶又は航空機を無線設備の設置場所又は常置場所とする無線局に限り記載することとし、船舶又は航空機の別を該当する□にレ印を付け、当該船舶又は航空機の所有者について、免許人（免許の申請の場合にあつては、申請者とする。）又はその他の別を該当する□にレ印を付けることとし、その他に該当する場合は、その名称を括弧内に記載すること。

25　24の欄の記載は、次によること。

⑴　５の欄が「有」に該当する場合は、その内容について記載すること。

⑵　［同左］

⑶　当該無線局の送信設備が施行規則第11条の３第３号の規定により周波数測定装置の備付けを要しないものであるときは、使用周波数の測定を受けることとなっている相手局の名称及び識別信号又は免許人が別に備え付けた周波数測定装置の設置場所、検定規則第８条第１項の型式名及び検定番号並びに台数を記載すること。

⑷　［同左］

⑸　特定実験試験局であつて、その局を開設しようとする地域及び周辺の地域に、現にその局が希望する周波数と同一の周波数を使用する他の無線局が開設されており、当該既設の無線局の運用を阻害するような混信その他の妨害を与えるおそれがある場合であつて、無線局根本基準第６条第２項の調整が図られているときは、その旨を調整相手方の氏名又は名称とともに記載すること。